

令和4年度エコ協力店いわて認定業務等委託仕様書

この「業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「エコ協力店いわて認定業務等」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 趣旨

県では、循環型社会の形成に向けて県民、事業者及び行政が一体となって、ごみ減量・リサイクルの向上を図るため、県民総参加型の『もったいない・いわて3R推進運動』を展開している。

この運動の一環として、県では、県民に身近な小売店、サービス業を営む営業所、飲食店、宿泊施設から3Rの推進を普及するため、一定水準以上ごみの減量化・リサイクルの促進を積極的に取り組んでいる小売店、サービス業を営む営業所を「エコショップいわて」として、飲食店を「エコレストランいわて」として、宿泊施設を「エコホテルいわて」として認定することとしている。

本業務は、エコショップいわて、エコレストランいわて及びエコホテルいわて（以下、「エコ協力店いわて」という。）の認定に関する業務を行うとともに、当該認定制度を活用した「エコ協力店いわて認定店舗に対する支援」、「県民に対する3Rの普及啓発」、「エコ協力店いわて認定制度の効果的な施策の検討・提案」に関する業務を行うものである。

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

3 委託業務の内容

次の業務を実施するものとする。

(1) エコ協力店いわての認定に関する業務

実施要領等に掲げる業務及びそれに附帯する以下の業務を実施すること。

項目	内容	備考
ア 新規認定店の開拓	(ア) エコ協力店の新規認定店の開拓に向けた働きかけ (イ) 関係団体や市町村等からの情報収集	○ 新規認定数はエコショップ、エコレストラン、エコホテル合わせて20店舗程度を目標とする。 ○ 新規認定に向けた店舗・事業者訪問は20件程度を目標とする。 ○ 新規認定候補店舗に対しては、制度や認定店のメリットなどがわかりやすく伝わるよう、必要に応じて制度紹介用のチラシを作成するなど積極的認定申請に繋がるよう工夫する。 ○ 新規認定候補店舗については、リストを作成し、対応状況等を管理する。 ○ 商工関係団体（商工会議所、商工会）、各市町村商工主管課などと連携し、幅広い見地から情報収集や働きかけを行う。

イ 新規認定事務	<p>(ア) 新規認定申請に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規認定申請を行う店舗等に対し、書類の作成や計画・目標の設定についての助言等を行う。 <p>(イ) 新規認定に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近3ヶ月の取組状況を踏まえた審査(書面・現地) ○ 関係市町村や振興局への法令遵守状況等照会 ○ 認定証(額を含む)及び認定プレート又は認定ステッカー等啓発物品の作成・交付 <p>(ウ) 認定証交付式の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 開催方法等は県に別途協議 <p>(エ) 新規認定店舗に係る広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ、SNS等を活用し、新規認定店舗の情報を交付式実施後速やかに公開する。 ○ 認定店、関係団体、市町村等への情報共有を行うとともに、県民への周知依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定事務については下記留意事項を踏まえること。 ○ 交付式は概ね年2回(年度前半・後半)程度実施する。
ウ 認定店の更新認定に係る事務	<p>(ア) 更新対象店舗への更新認定申請書の提出依頼</p> <p>(イ) 更新認定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近3ヶ月の取組状況を踏まえた審査(書面・現地) ○ 認定証の作成・交付 <p>(ウ) 更新認定店舗に係る情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定店、関係団体、市町村等への情報共有を行うとともに、県民への周知依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定事務については下記留意事項を踏まえること。 ○ エコ協力店認定店舗数312店舗程度を維持することを目標とし、店舗訪問や情報提供などを通じて、認定店舗との連携体制を維持する。
エ 前年度における認定店の取組目標実績の取りまとめ、審査、集計	<p>(ア) 取組計画書兼報告書(前年度の取組目標実績)の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 未提出店舗への督促を含む。 <p>(イ) 取組計画書兼報告書の審査</p> <p>(ウ) 取組計画書兼報告書の実績値の集計</p> <p>(エ) 取組目標実績の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定店、関係団体、市町村等への情報共有を行う。 ※ 実績については、公表することを了承した店舗のみ公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定店から取組計画書兼報告書を提出させ、必要な助言や情報提供を行うこと。 ○ また、取りまとめ後に県に提出すること。

【留意事項】

① 全般

実施要領等に定める手続き、基準及び様式によること。なお、実施要領等は、必要に応じて改正を行う可能性があること。

② 認定に係る審査

申請内容が実施要領で定める認定基準に適合しているか、下記により審査すること。また、審査結果を「エコ協力店いわて認定(新規・継続)審査表」(別紙様式1)に整理のうえ、関係書

類と併せて県に提出すること。

- ・ 現地調査による確認
- ・ 認定申請店舗から提出される取組計画書兼報告書（実施要領様式第7号）による申請店舗の取組状況の把握
- ・ 環境法令の遵守状況の確認（市町村及び広域振興局への照会）

③ 認定証等の交付

- ・ 認定証（実施要領様式第2号）を作成すること。新規認定の場合は、新規認定店舗と協議し、額及び認定プレート（別紙仕様書1）又は認定ステッカー（別紙仕様書2）等の啓発物品を作成すること。
- ・ 認定店登録簿（様式任意）を整備すること。また、県及び市町村から提供の求めがあった際には、直ちに提供すること。
- ・ 認定証交付式は、県及びエコ協力店認定事業者と緊密に調整し開催すること。なお、実施方法については、別途協議すること。

(2) エコ協力店いわて等認定店舗に対する支援

① 認定店舗に対する支援

認定店舗における取組の促進に向けた以下の業務を実施すること。

項目	内容	備考
ア 認定店への訪問・効果的な助言	<p>(ア) 店舗の取組状況の把握及び取組目標達成に向けた助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗訪問、聞き取りの実施、情報提供 <p>(イ) 認定店向け勉強会・意見交換会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進事例の共有、国や県・市町村、関係団体等からの情報共有 <p>(ウ) 普及啓発物品の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定店へのニーズ調査、物品作成、店舗への配布を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による自主的な取組を促すため、使い捨てプラスチック及び食品ロスの削減など協力店が取り組むべき課題について、取組事例等の情報提供や提案などを行う。 ○ ポスター等の普及啓発物品は、別途県と協議の上作成する。
イ 制度周知のための広報	<p>制度周知等のための広報を行う。</p> <p>(ア) ホームページ、TwitterなどのSNS及びマスメディア等を活用した広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定制度の紹介や申請方法等について記載 ○ 認定店の取組等について紹介 <p>(イ) 制度周知用ポスター、チラシ等の作成及び配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民向け制度周知用ポスター、チラシ等を作成し、認定店への配布を行う。 ○ 市町村・関係団体向け、新規開拓店舗向けの制度周知用ポスターやチラシ等を作成・配布する。 	<p>実施にあたっては下記を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県3R推進キャラクター「エコロール」を活用する。 ・ 認定店や3Rの取組について紹介したミニ番組「もったいないからはじめよう！エコロールスタイルのすすめ」をイベント時等に活用する。 ・ ホームページを通じて各認定店の取組状況を県民に周知する。 ・ 月3回以上の情報発信を実施する。 ・ 国や市町村、関係団体の動向を把握し、情報発信や共有を図る。 ・ 関係団体と連携し、情報拡散を図る（認定店舗、マスメディア、民間団体ホームページ、SNS、メーリングリスト等）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体の制作に当たっては、実施方針について事前に県に協議する。 ○ 広報の実施例 <ul style="list-style-type: none"> ・ エコ協力店いわて認定制度の紹介 ・ 認定店舗の紹介（新規・既存認定店舗の活動事例や認定店マップ等） ・ 3Rに関する最近の動向の紹介 ・ 県民への3R実践の呼びかけ ・ その他取組のお知らせ（イベントカレンダー等）
--	--	---

② エコ協力店いわて優良事例表彰に関する業務

実施要領等に基づき「エコ協力店いわて優良事例表彰」を次のとおり実施すること。

項目	内容	備考
ア 被表彰者の候補者の選定	(ア) 優良取組事例報告の照会及び市町村等への情報提供 (イ) 認定店からの実績報告とりまとめ (ウ) 認定店訪問、聞き取りによる取組調査	左記等により優良事例に係る情報を収集し、候補者を検討のうえ、県と協議する。
イ エコ協力店いわて優良事例表彰選考会の開催	(ア) 選考委員の選定 (イ) 日程調整、会場確保 (ウ) 選考会資料作成	委員の選考や開催日程等については県と協議のうえ決定する。
ウ エコ協力店いわて優良事例表彰式の開催	(ア) 店舗連絡、日程調整、会場確保 (イ) 表彰状作成、額縁準備 (ウ) 開催内容記録	○ 開催日程等について被表彰者及び県と連絡調整を行う。 ○ 表彰状（別紙様式2）を作成する。（額縁を含む。） ○ 表彰式当日の被表彰者との調整及び開催内容の記録を行う。
エ エコ協力店いわて被表彰店舗のPR	(ア) 表彰結果(店舗、内容等)公表 (イ) 広報はホームページ、TwitterなどのSNS、マスメディア等を活用	表彰式開催後、速やかに実施する。

(3) 3Rの普及啓発に関する業務

3Rの普及啓発のため、認定店と連携し以下の業務を実施すること。

実施に当たっては、6月の「環境月間」、10月の「3R推進月間」、12～1月の「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」などの機会や岩手県3R推進キャラクター「エコロル」の着ぐるみやテーマソング、画像データ等を積極的に活用すること。

取組結果については、3R啓発活動に係る実績報告書（別紙様式3）により報告すること。

項目	内容	備考
ア 県民向け広報の展開	3Rの推進等を認定店舗及び店舗利用者へ呼びかけるため、認定店店頭でのPR活動等を実施する。	○ 「環境月間」、「3R推進月間」、「食品ロス削減月間」及び「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」

		期間中に、各強化月間の趣旨に合わせて実施する。 ○ PR活動は10回程度実施する。
	エコレストランいわて認定店との連携により、食べ残しの削減を県民に呼びかける取組を実施する。	「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」期間中に実施する。
	「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」入賞作品を認定店舗において展示する。	展示先となる認定店舗や展示期間、展示内容については県との調整による。

(4) エコ協力店いわて認定制度の効果的な施策の検討・提案に関する業務

エコ協力店いわての認定業務をはじめ、ごみの減量化・リサイクル推進に向けた業務を効果的に展開させるため、以下の業務を実施すること。

項目	内容	備考
ア 認定店舗の運営事業者等を対象とした意見の聴取	本制度の活用を目的とする、運営事業者等を対象とした意見の聴取及びとりまとめを行い、報告する。 (ア) ごみの減量化・リサイクルに係る取組事例 (イ) 取組に当たっての課題、懸案事項 (ウ) 本制度に対する評価やニーズ (エ) その他本制度の活用に向けた意見	取組を改善することを目的として、社会情勢や事業者のニーズ、本業務受託者が業務を通じて得た知見を踏まえた意見聴取、施策提案を行うこと。
イ 3R推進のための施策提案	本制度の活用案や見直し案、その他3R推進のための施策提案を行う。	

4 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、提出書類及び契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受託者（業務を担当する個人を含む。以下同じ。）は、事業者や個人に係る情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、業務運営に関して知り得た機密情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (3) 受託者は、業務に係る情報の公開に関し、必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者は、災害、事故等のあらゆる非常災害に対し、遅滞なく適切な措置を講ずること。
- (5) 受託者は、令和4年4月8日（金）までに1年間の業務計画書を提出し、県と協議すること（様式任意）。
- (6) 受託者は、前月の業務実績について、別紙様式4及び別紙様式5により、翌月10日（その日が土休日の場合には、その直後の平日）までに県に提出のうえ、進捗状況等について協議すること。

5 その他

この仕様書に定めのない事項については、県、受託者が協議のうえ定めるものとする。

(別紙様式1)

エコ協力店いわて認定（新規・継続）審査表

No.	申請者 店舗名 (住所)	環境法令遵守状況		(継続審査)	新規認定審査項目				申請書類						新規・継続認定 の適否
		市 町 村 回 答	広域振興局 回 答	取組実績報 告書の作成	取組計画書 の添付	計画に沿っ た取組状況	自己評価の 実施	推奨基本 項目の取組	申 請 書	位 置 図	平 面 図	写 真 等	現 地 調 査	参 考 資 料	
1	(記載例) ○○ストア (盛岡市内丸10-1)	法令違反 なし	法令違反 なし	○月○日 提出	添付有り	取組状況 良	評価 実施	推奨項目 ○項目取組	○	○	○	○	○ / ○	有	適/否

表彰状

部門別表彰 ○○○○○○の部

様

貴店はエコショップいわて[エコ
レストランいわて][エコホテルい
わて]認定店として令和 年度に
おいてごみ減量化・3R推進に積
極的に取り組み 優秀な成績を収
められました
よってこれを賞します

年 月 日

岩手県知事

印

表彰状

総合表彰

様

貴店はエコショップいわて[エコ
レストランいわて][エコホテルい
わて]認定店として令和 年度に
おいてごみ減量化・3R推進に積
極的に取り組み 優秀な成績を収
められました
よってこれを賞します

年 月 日

岩手県知事

印

表彰状

優良取組表彰

様

貴店はエコショップいわて[エコ
レストランいわて][エコホテルい
わて]認定店（運営事業者）として
ごみ減量化・3R推進の先駆的な
取組を行い その成果は顕著であ
ります

これは他のエコショップいわて
[エコレストランいわて][エコホテ
ルいわて]認定店（運営事業者）へ
の模範となるものであります
よってこれを賞します

年 月 日

岩手県知事



岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長 様

受託者団体名

代表者氏名

3 R啓発活動に係る実績報告書

エコ協力店いわて認定制度に係る広報啓発の活動状況について、次のとおり報告します。

内 容	
1	広報啓発の活動内容
	(1) 名 称
	(2) 日 時
	(3) 場 所
2	参集者 (人数、男女、年齢構成等)
3	開催内容 (周知の方法、開催概要が分かる資料 (写真等) を添付すること。)
4	活動の効果
5	活動の検証
6	その他

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長 様

受託者団体名

代表者氏名

年 月の活動状況について、次のとおり報告します。

1 活動実施報告

時期	内 容
上旬	
中旬	
下旬	

※ 日時、場所及び内容を記載すること。

※ 新規認定店開拓に向けて、訪問した店舗等を記載すること。

2 翌月活動概要

時期	内 容
上旬	
中旬	
下旬	

3 特記事項

--

※ 活動実績が取組計画書の内容と相違する場合は、その理由（改善方法等）を記載すること。

※ 店舗への説明状況等、全体の進捗状況を別紙にて報告すること。

エコ協力店いわて認定に係る進捗状況

年 月 日現在

No	店 舗 名	申 請 予 定 店 舗 数	現在の進捗状況						摘 要
			制 度 の 説 明	申 請 の 承 諾	目 標 の 設 定	目 標 の 取 組	申 請 書 の 作 成	申 請	
1	〇〇スーパー	2	6/1 済	6/15 済	進 行 中	未	未	未	〇月〇日目標の立て方を説明済 目標設定でつまずいている様子 継続して働きかけを実施
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

エコ協力店認定に向けて協議中の店舗数
年 月 日現在 エコ協力店認定数

店舗
店舗